

オ．団地街からの視線遮断壁面の形成（視線監視性の劣性＝Point5）

この植栽は、被害少女の回避行動を困難にさせただけではない。

この丈の高い樹木からなる植栽は、逆にみれば、団地街からの視線を遮断し、通学路に対する団地街からの監視性を全く期待できないものとしている（写真8）。



写真8 その植栽の裏側に立ってみると、向こう側に調査者が立っているのも視認できないほどの密植。

ここには、通学路に対する基本的認識の間違い、即ち、通学路には多くの子供が不断に存在し、犯罪被害に遭遇しない様相互に自然に見守りあって通学しているに違いない、という間違いが存在する。

実際には、大部分の学校では、教室といった特定空間を除き、授業中や休憩中の学校内部の多くの空間あるいは校門外の周辺部分にはほとんど人気の無い空間が無造作に形成されている。しかし、その一方で、学校には「不断に多くの子供が居るものだ」という固定された一般認識が存在する。

この「存在する」はずだが「実際には存在しない」というギャップが、学校を巡る人々の認識の死角＝心のスキの一つを形成する。たとえば、この心の死角が、時として学校周辺での「白昼の時間的死角」

とでもいえる時間帯に、犯罪弱者である児童生徒を被害対象にした悪質な事件を発生させる重要要因となっている。本事件もその一つと考えられる。

特に、最初にこの通学路に隣接する団地街を設計した関係者に、学校と団地街は同一の空間構成＝地区計画の中で捉らえなくとも良い、団地街の設計は団地街内部のことだけその設計基準に入れればよい、という基本認識が在ったのではないか。もしくは、団地街が造られた後から小学校が建ち、通学路が「必要だから」造られた、という計画性のない街区造りが進行したのかもしれない。

結果として、だから、通学路に対し、あれだけの丈の植栽が植えられ、通学路に対する団地からの視線による監視性を簡単に切断してしまった、と考えられる。

犯罪弱者、特に小学生が定常的に利用する様な施設設備等（通学路等）には、先入観念を持って設計に臨んではならない。その施設設備だけではない、周辺環境（本事件でいえば団地街）にも無造作に死角を産み出させないという思考を持って設計し計画を立てることの重要性が強調される。

カ．団地住棟による視線遮断壁面の形成（視線監視性の劣性＝Point6）

団地住棟そのものにも問題がある。

本通学路に対し右手側の団地住棟は、通学路に対し横向きの面を見せ、平行して並ぶ様にして配置されている（写真1参照）。いわゆる横腹を見せている。そのため、通学路に対しては、住棟は一面の大きな壁を形成してしまっている。

住棟定住者が、居住しながら24時間周辺に注ぐ視線は、この通学路には全く期待できない状態にある（写真9）。さらに先に述べた様に、団地街と通学路の境界には、植栽が同じ様に視線を遮断して植えられていた。即ち、本事件現場とな通学路は、身近に大勢の住民が生活しながら意図されない二重の仕組みによって、視線が切断された状況下に置かれていたといえる。